

大分市葬斎場等残骨灰処理等業務に関する業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、大分市葬斎場及び佐賀関火葬場（以下、「大分市葬斎場等」という）から排出される残骨灰を適正に処理するための委託業務に関する入札等において選定する業者に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)残骨灰 遺族等による収骨の後、残された焼骨や灰等を総称したものであり、「残骨」「有害物質」「有価物」「その他の物」が混在した状態のものをいう。
- (2)残骨灰処理業務等 残骨灰を引受け、移送、中間処理（分別処理及び有害物質の無害化处理）、永代供養、有価物の再資源化等、適正処理に係る一連の業務をいう。
- (3)分別処理施設 大分市葬斎場等から排出する残骨灰を処理する能力を有する施設で、乾式処理又は湿式処理により残骨灰を選別する施設のことをいう。

(業者の選定要件)

第3条 業者の選定を受けようとする者は、当該各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 法人に関する登記事項証明書の目的欄に、火葬場の残骨灰処理に関する記載があること。
- (3) 残骨灰の分別処理施設を自社で所有していること。
- (4) 当該年度における処理後の残骨を納める永代供養地を九州管内（沖縄県及び離島を除く）に十分確保していること。
- (5) 過去5年間において、人口20万人以上の地方公共団体（広域事務組合等を含む。）が発注する残骨灰処理業務等を受託し、業務を完了した実績を有すること。ただし、本市が発注する残骨灰処理業務等を受託できる施設規模等を有する場合は、この限りでない。

附 則

この基準は、令和5年4月13日から施行する。